

# 平成 24 年 9 月議会八尾春雄一般質問

## 八尾第 1 回目の質問

12番、八尾春雄です。質問に入る前に一言お礼を申し上げておきたいと思います。去る9月9日、日本共産党創立90周年の祝賀会に山村副町長さんと青木議長さん、お忙しい中駆けつけていただきましてお祝いをさせていただいたものでございます。本当にありがとうございました。共産党の創立は、1922年7月15日でございます。戦前の23年間は主権を国民へ、中国・朝鮮への侵略をやめよ、土地を農民へ、女性にも参政権を、1日8時間労働制を、このような今日では当たり前のことを掲げて運動をしたことが時の天皇制政府から治安維持法違反ということで弾圧された歴史を持っております。今日では日本国憲法で保障された当たり前のことなんですけれども、そういう歴史も受けとめながら私自身も今後ともこの活動をしっかりとやっていきたいとこのように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

**1番**でございます。

ドッグラン設置の可否は試行実験を経て検討してはどうか。

ペットに癒し効果があることは既にたくさんの住民も実感をしています。平成21年12月議会では、私はドッグランの検討を求めましたが、その後具体的にどのように検討されたのか。町立図書館前の駐車場がそれなり広く、住宅からも一定離れていることから個別任意にリードを外して犬を遊ばせている光景を目にすることがあります。この土地の将来の利用計画実行前に期間限定でこの場で試行実験を実施することはできないでしょうか。関係者の理解と同意、ルール協議、マナーの徹底などが前提になることは言うまでもありませんが、住民の声を受けとめ、一緒に考えるという手法でなければこの問題は解決しないのではないかと思います。よろしく願いいたします。

質問事項の**2番目**でございます。

空き地の樹木、雑草の管理、伐採及び後始末ができていない所有者への指導監督はどのようにしていますか。

環境保全条例第33条で、空き地の管理について定めています。良好な管理を怠っている所有者には指導、勧告、命令ができると定めていますが、一部に一向に改善が見られない土地があります。今後どのように対応するのか。中には、公道に覆いかぶさるように樹木が繁茂しているのに、所有者の協力が得られないとして事実上お手上げ状態の土地もあります。今後の対策を示してください。

**3番目**でございます。

町水道局の浄水施設更新に12億円を要するという試算は本当か。

県水と自己水の比率を検討する議論の中で、6月議会では浄水施設更新に12億円を要するという試算が示されました。この資料は、コンサルタント会社が作成したもので、広陵町の水道事業にも明るい業者というのが水道局の説明でございました。逆浸透RO設置費2億6,000万円、薬品沈殿池築造費5,800万円、急速ろ過器設置費1億400万円、電気室・薬品室築造費1億6,000万円、浄水送水設備2,200万円、以上で小計6億400万円になりますが、この小計に50%、3億200万円をぼんと諸経費ということで計上して加算をし、さらに10年間分のランニングコスト3億6,400万円を加算をして、12億7,000万円と試算をしておられます。しかし、ここで示されたデータの裏づけをお問い合わせしたところ、町は把握してないとの説明でございます。不確かな試算をそのまま受け入れるわけにはいかないし、最初から県水100%ありきで浄水施設の更新など考えてもいないということになりはしないでしょうか。あとは県水の価格問題に収斂させるという手法もおかしいと思います。また、大滝ダムの費用が3,700億円を突破し、当初の220億円を大幅に超過することから、最終的に水道価格に上乘せする以外に精算の見込みがないというふうに私は心配をしております。一旦値下げをしても再び値上げをされることも見越して判断すべきではありませんか。

本年3月議会で、議会は水道特別委員会の答申を示し、まさかのときに備えて25%程度の自己水を確保することを求め、必要な浄水施設や人員配置についても提言を行っております。規模小さくても最小限必要な自己水を確保するように計画をしてもらいたいのですが、今後どのようにされるのですか。

質問の4番目でございます。

学校現場に委託業務を持ち込むことの問題性についてどのように認識しておられますか。

奈良市の学校用務員、今は校務員と呼ばれる学校もあるようです。学校用務員が業者に委託されているのに、学校長からの直接の指示を受け、偽装請負が疑われるとの新聞報道に接しました。中学校給食の検討の際に、懸念していたことが実際に起きているではありませんか。町内の学校で委託をしている分野でこのようなことのないようにしてもらいたいのですが、実際には詳細な作業手順書の作成や緊急時の対応策など困難なことも多いのではないかと。どのように認識しておられますか。

最後の5番目でございます。

消防の広域化に関し、議会の意見を確認しないままの広域化の調印を行わないことを求めます。

このことについて、本年12月25日に各自治体首長の調印を求める旨、中和消防管理者、森下樞原市長でございます。県消防広域化協議会の代表者だそうです。から御報告があり、了解されたとのことでございます。根本には、本年5月16日の広域化小委員会において、香芝市長、平岡町長も出席して広域化の方針を協議した際に提案どおり承認を得

ているとのことがございます。町長はこの会議にちゃんと出ておいでになります。

5月16日の広域化小委員会では、奈良市と生駒市の脱退を承認し、県知事を顧問とし、事務局長を県職員とすることが決定されており、県知事のリーダーシップで進めようとしていることが鮮明になっております。一つの県に一つの消防体制というのは、全国的にもまれである上、果たして広域化が住民の利益に合致するのか大いに疑問があります。消防議会も来月研修を予定し、このことについて深める計画をしております。各議会の議案提案も来年の6月議会にしたいと、こういうことでございますが、これでございますと議会の了解がないまま広域化オーケー、これを12月25日に調印と、こうなってしまうので、議会の結論を尊重するように改めていただきたいと思っております。

以上5点よろしくお願いいいたします。

## 平岡町長第1回目の答弁

ただいま八尾議員から5項目について御質問をいただきました。

まず1番でございます。

御質問のドッグラン設置の可否は、試行実験を経て検討してはどうかとのことでございます。本年6月議会にも御質問があり、調査研究いたしました。新たに設けるとしても施設立地環境や周辺地域の理解が必要であり、また運営する上には管理が必要ですので、ただ設置すればよいというものでもなく、難しい課題が多くあると考えます。

このため、図書館前の空き地で試行してはどうかとの案ですが、現在町の行事や周辺大字での行事など駐車場として多くの利用があり、試行であっても周辺地域の理解が必要となります。他の候補地として町内にある県の施設などにも設置はどうかと問い合わせをしましたが、いろいろと課題が多く、よい返事をいただいている状況でございます。

2番の空き地の雑草等管理に係る所有者への指導等についてでございます。

答弁として、雑木や雑草の管理については、自治会長や区長の要請により、地域清掃にあわせて実施いただくものと、毎年6月初旬に町内を巡回して不特定多数の方に迷惑がかかる等の状況によって、文書発布に至るものがあります。

最初のお願いで大半の方が草刈り等を実施していただけますが、勧告書を送付しても対応いただけない場合も数件程度あります。

事例を申し上げますと、所有者の住所地の大阪まで出向き、お願いをいたしました。全く取り合っていただけませんでしたので、やむなく内容証明郵便を出した経緯があります。また、ある地域では、通知を出したこと自体に非常に立腹され、以後、個別対応でなければ応じていただけないこととなった事例や自己主張から1年1回9月にしか草刈りをしないという方もおられます。環境は、地域ぐるみでよくしようと自治会、大字で取り組んでいただいております。土地所有者、管理者の状況によっては、対応不可能な場合であって、公道等の通行に支障がある場合等は、関係者の協議によって対応している事例もあります。

基本は、土地所有者等が管理責任を果たすべきであります。引き続き、良好な管理としていただけるよう努めるものであり、感情を害さず、御理解願える任意交渉の次元での環境保全が理想であることは申すまでもありませんが、今後、所有者の対応いかんによってはルールをお守りいただくために、命令文書の送付等の必要な措置を講じてまいります。

次、3番でございます。

町水道局の浄水施設に12億円を要するという試算は本当かという質問でございます。

答弁として、浄水施設を更新した場合の事業計画についての御質問でございますが、原水となっている井戸の水質悪化と水量の減少により、現有施設での水質の改善が望めないことから、最新設備の浄水場に更新するため、新たな投資を行うか、投資を必要としない県営水道に水源を委ねるか、その判断の一つとして、浄水場施設を建設した場合の試算を行ったところであります。

御指摘の更新費用につきましては、専門業者が概算事業費として算定したものであります。5月2日全員協議会で報告しました12億6,900万円の内訳といたしましては、浄水場費で5億1,600万円、水質改善設備事業費で3億9,000万円の合計9億600万円と浄水場から真美ヶ丘配水場までの送水管の耐震管への布設替えて3億6,300万円となっております。この内訳は、6月において資料を提出させていただいております。

また、大滝ダムの負担金につきましては、当然、定められている比率分について県営水道のコストに反映されるものであります。

八尾議員は、引き続き自己水のための設備を保有し、人員配置をせよとのことですが、先日の全員協議会においても申し上げたとおり、水道事業懇談会の答申を踏まえ、水質改善の要望に応えるためには、県営水道に切り替えるのが安心安全な水道を実現することであり、経費的にも合理的でありますので御理解いただきたいと存じます。

4番でございます。

学校教育に委託業務を持ち込むことを問題であるということでございます。このことについては教育長がお答えを申し上げます。

次、5番でございます。

消防広域化についてお尋ねをいただきました。

答弁として、奈良県消防広域化については、以前から情報としてお示しし、組合議会でも状況報告されているところであります。いま一度、今日までの経緯を申し上げますと、消防組織法の一部を改正する法律が、平成18年6月14日に公布施行されたことに伴い、市町村の消防の広域化に関する説明会が県内市町村長及び担当課長を対象に開催されました。

その後、平成19年5月に第1回奈良県市町村消防の広域化検討委員会が設立されるとともに消防の広域化の推進に係る説明会や広域化推進計画策定に係る打ち合わせ会議及び消防長会臨時総会が随時開催されております。

平成21年4月1日に広域化対象市町村39市町村で、奈良県消防広域化協議会が地方自治法第252条の2に基づく法定の協議会ではなく任意の協議会として設立されております。現在までに7回の総会が開催されており、また小委員会及び幹事会が年間に数回開催されて広域化に向け協議がなされているところであります。

広域化による効果は、現場消防力の強化、運営の合理化による経費の縮減、消防無線デジタル化一体整備など数多くの項目が挙げられています。いずれにいたしましても、我が広陵町の消防体制が万全であることや合理的な経費負担であることなど、責任ある判断を議会とともにしていかなければなりません。

経緯と効果を申し上げましたが、さらなる詳細につきましては、組合議会においても説明と協議が必要であります。管理者である香芝市長とも十分協議を重ねながら町議会にも十分な情報提供と協議をさせていただいて進めてまいりたいと考えています。

私から以上のとおりでございます。

## 安田教育長の答弁

八尾議員の質問事項4、学校現場に委託業務を持ち込むことの問題性についてどのように認識しているのかとのお尋ねでございます。奈良市の学校用務員の関連のことでございます。

答弁といたしまして、事業者業務に委託した場合、派遣された職員に対して委託した側の職員が直接派遣された職員に指示することができないということについては、御指摘を受けるまでもなく当然のことであり、そのように認識しております。

本町では、現在、中学校においてのみ、管理業務を広陵町シルバー人材センターに委託しておりますが、契約書に明記してあるとおりの業務を遂行させていただいており、学校から派遣職員に直接の指示を行うようなことはなく、お示しの奈良市の事例のようなことはありません。

以上でございます。

## 八尾第1番目の質問の2回目の質問

答弁ありがとうございました。

それでいろいろお問い合わせもいただいたようですが、うまい返事ができないということです。実験を行うにしても私はあらかじめ登録されたメンバーで、まずは少人数でよく相談をさせていただいて、ルールを確認するなり、安全性を確認するなりということを町の窓口とも十分に協議をした上でなければ、これはできないのではないかとこのように思っております。私のところには、そういう要望を出しておられる方から連絡がありまして、集まれと言われればすぐ集まるし、相談もしたいから町に取り次いでもらえないかと、こんなお話もあるわけです。その方たちが集まって申し合わせた内容ですね、以前平成21年12月のときには国立公園でのドッグランのルールも紹介しておりますから、繰り返し

しませんけれども、それも大いに参考にしながらルールづくりができるのではないかと  
いうことなので、一度相談に乗っていただけないでしょうか。

## 植村事業部長の2回目の答弁

ドッグランということで、公園に関することなのかなということで私がお答えをさせて  
いただきます。

そういう団体の方とも一度お話をさせていただく機会があるのであれば、お話をさせて  
いただきたいと思います。

## 八尾3回目の質問

ありがとうございます。

場所が場所だけに、公園の関係やら図書館の関係やら、いろんな催し物がござい  
ますから、それはそういうときにやるわけには当然いかないわけです。

それから、一応図書館前というふうにしますけれども、始めようと思ったらもう既に  
犬のうんちがあったと、こういうときにどうしたら、私らがやったうんちと違うでとい  
うときも使用が終了したときには、とにかく全部うんちは回収してもらわないと誰がしたう  
んちかわからないわけですから、そういうことだってあるだろうと思います。だから、希望  
される方に対して、町の事情もやっぱり説明をして、また周辺の住民の方にも理解をして  
いただくということをやっぴりある程度重ねないとこの話はできないのですが、だけどせ  
っかく言うておられるんですからね。何か聞いたら、少し大型の犬がそういうドッグラン  
があると運動不足というのが解消になるので好ましいんだということを聞いております。  
そんなことでございますので、場所も今回具体的に検討してほしいという思いで図書館前  
をいうふうにしましたけれども、そのほかに可能な土地がないのか問い合わせもしてい  
ただいたようですけれども、これも柔軟に考えていったらいいんじゃないかというふう  
に思っております。私は何も確定したものは何も持っておりません。とにかくそういう希望  
を持っておられる方がおいでになるので、そのようにさせてもらえないかということな  
んです。そうしたら、とりあえず今植村部長に答えていただきましたが、事業部長を窓口  
に、そういう御希望の方がおられたら、私取り次ぎますから、じゃあ、それでよろしい  
ですね、窓口で。

## 植村事業部長の3回目の答弁

私が窓口で結構でございます。ただ、県営の施設を見ますと、宇陀のアニマルパークが  
ございます。そこについては、桜井保健所動物愛護センターというところで、そういうと  
ころが管理をされているドッグランがございまして。その中身を所長さんに話も聞か  
せていただきますと、やはり登録鑑札といいますが、それと狂犬病予防注射済票です  
か、あと混合ワクチン接種証明書とか、いろんな登録を受けた犬しか利用できないと。  
いろんなかみつ

いたらということだと思いますけれども、そういうところで利用カードをつくって、ということは管理人も置かないかんというところでございます。それは基本的にはどこにするにしろ周辺の大字なり自治会なり、同意が理解が必要な上でしかできないということは基本に置いておりますので、私が窓口で結構でございます。福祉のほうとまた一緒に、はいありがとうございます。

そういう点は前回質問したときにも、私のほうから示したとおりでございまして予想しておりましたから、その点も十分に踏まえまして、希望される方にお伝えをして、それでもやりますか、やりたいですかということで迫ります。

## 八尾第2番目の2回目の質問

2番目でございます。

空き地の管理でございますが、これは具体的に言いますとみささぎ台の空き地と、それからもう一つは的場のあるお医者さんの道路を挟んだ北側の角地のことでございます。

みささぎ台のほうは、東京にお住まいの地主さんがおられまして、草刈りまではするんですが、その刈った草をそのまま置いておくと。枯れますから、風が強いときなど飛びまして、お隣の土地まで入り込むということで具体的に迷惑だと。地主さんにも申し上げたし、それから自治会でも取り上げてもらうなりいろいろしている。それから保健衛生課のほうにも御相談もしましたけれども、担当者はなかなか、俺の土地のことを刈るところまでやっているのに何を言うとんのやと、こういう感じですね。そういう場合に、私はそれで理解が得られないと、了解が得られないということであれば、この環境保全条例で定めた勧告なり、命令などということにやっぱり踏み込まざるを得ないんじゃないかというふうに思うんですけれどもね。これ、実は草刈り条例をつくってくださいという住民運動がありまして、このときには代執行つきの、もし地主さんが草刈りしなかったら、町が刈り取りをして、その費用を持ち主に負担をしてくださいというようなことも含めた議論の中で出た条例だと覚えております、私。最初から強い態度でいくということは好ましくありませんから、やっぱりお願いしますよというのでいいと思うんですけれども、やっぱりルールですから言うことをきちんと説明する、たまには勧告なり命令なり、氏名の公表という、その保全条例に合ったやり方をせなあかんというふうに思うんですね。これ、これまで命令とか出されたことありますか。ある場合はどんな場合だったのか教えてください。

## 池端福祉部長 2回目の答弁。

命令というところまで踏み込んだものは現在までございません。あくまでも任意交渉というか、その流れの中で対応させていただいたと。議員よく御存じのように、物件の所在をお示しをいただきました。そのようなところでやむなく関係者の判断といいますか、合意のほうでやらせていただいているというような状況でございます。命令文書というようなものも踏まえまして、今後対応していかなければならないと。代執行についてもお述べを

いただきました。代執行という場合につきましては、裁判所の手続とか、その辺のところが入ってまいります。そのような形に踏み込んでいいのかどうか、そういうようなところも含めまして、御認識いただいているようにルールでございます。引き続き、有効な環境が保たれるように所管といたしましては、努力をさせていただきたいと考えてございます以上でございます。

命令というところまで踏み込んだものは現在までございません。あくまでも任意交渉というか、その流れの中で対応させていただいたと。議員よく御存じのように、物件の所在をお示しをいただきました。そのようなところでやむなく関係者の判断といいますか、合意のほうでやらせていただいているというような状況でございます。命令文書というようなものも踏まえまして、今後対応していかなければならないと。代執行についてもお述べをいただきました。代執行という場合につきましては、裁判所の手続とか、その辺のところが入ってまいります。そのような形に踏み込んでいいのかどうか、そういうようなところも含めまして、御認識いただいているようにルールでございます。引き続き、有効な環境が保たれるように所管といたしましては、努力をさせていただきたいと考えてございます以上でございます。

### 八尾3回目の質問

代執行の話は、その草刈り条例制定をというときに住民の中から出てきたものでございまして、今私がそれを願いますということではありませんので、結構でございます。

それで、的場のあるお医者さんの、町長わかりますね、あそこでやっているの、これは東京じゃないんですね。的場にお住まいされている方の土地だということまで教えてもらいました。すぐ御近所だそうでございます。公道に2メートル以上覆いかぶさっているんですから、公道の持ち主といったら町でしょ。町がちょっと対応せなあかんのちゃうかと思うんです。もうあれほっておいたらかさの高いトラックとかというのやったらひっかかりまっせ。よくコープのトラックなんかで1トン半の車がうろちょろしたり、配送の車とかなってますけれども、がりがりといってしまうようなことになってますので、現場も押さえていただいておりますが、私のところには近所の方からどないかならんのかというので御要望があるんですよ。これは公道ですから、やっていただけますね、どうぞ。

#### 平岡町長の3回目の答弁

私も現場を知っておりますし、本人さんもよく知っておるわけでございます。本人さんは、奥さんは奈良の橿原の市役所にお勤めをいただいて、よくわかる人なんです、木を刈るというのは余りそういうことをしない人なんですね。家もそうですね。配りものを持って行っても持って行っただけで蚊にいっぱい刺されるというようなおうちですわ。その人はどない住んでおられるのか知りませんが元気なおうちでございまして、こちらの今御指摘いただいた箇所は、関西電力の線が走っていますので、電力のほうで直接業界が願いをして切り取ってくださいと、こういう申し出をされるおうちでございまして、我々もそ

うのように申し出されたら、まちでもやっぱり伐採せないかんのかなと、そのように思います。もうある地域では、赤部でしたかね、お宮さんの樹木、大イチョウでしたかな、切らせていただいて、町から補助金を出して伐採したと、そういう経過もございますし、困っている範囲内は所有者の力が及ばなかったら、公道に面するところは町民が迷惑受けますので、そこはまちで対応すると、その姿勢を持っております。

### **植村事業部長の3回目の答弁**

いいですか、今の件で。私どもの道路管理のほうでは年に何回かございます。区長さんから御相談がございます。その際はやはり地元区長さんと相談しながら強行に行く場合もございます。その場合は弁護士とも相談して管理者等が強行にいきますので、相談しながらやっているケースもございます。今のケースも今町長が答弁しましたように関西電力の関係と町の道路管理のほうとあわせて同じような手続を踏みながら、それは区長さんのほうからも要望がございますので、現場のほうは農地でございます、地目が。農地の場合は福祉部のほうでは宅地とかそういう草刈りを勧告なりをしているところなんですけれども、農地ということで私どもの事業部の関係の地域振興のほうで扱いをしていますので、そちらのほうから通知は何度か出させていただいておりますというのが今の現状でございます。済みません。

### **八尾第3番目の2回目の質問**

じゃあ、町長が対応されるということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

水道のことでございます。これは、この一般質問の通告をしたときには昨日の全員協議会で議題になるという見込みがまだたっておりませんでしたので、そのときの状況で質問をしているわけです。

それでことしの夏の電力ですけれども、使用量は大飯原発を除外した上限の91%が最高水準で、あちこちで節電を取り組まれたせいもあるでしょうけれども、原発の再稼働そのものが疑われるような状況であります。水道ですけれども、ことしの夏、39の自治体、奈良県ありますけれども、水不足で困っているというのはどこもないんですよ。一日50万立方メートルの供給能力があるという例の大滝ダムですね。率直に言いますが、水余りでございます。京阪奈丘陵に70万人の新しい都市ができるというようなことを前提にしてちょっと人口増加を過大に見込んでああいうのができたんじゃないかというふうに指摘されることもありますけれども、これを今の時点で県水100にするということが本当にいいのかどうか。心配していることは、根拠が示せないから、この価格が果たして本当かどうか、私確信が持てない。確信が持てない前提で比較検討の書類をつくられたというのが1点と、それから一旦県水100%にしてしまいますとどうということになるかと言ったら、建物もありませんよと。水をつくる担当者も要りませんよと、もう全部県にお任せしますよという、こういうことになるわけですね。だから、全員協議会でもちょっと言うて

ましたけれども、私が県知事であれば5年ぐらいは引き下げをした値段でいきますけどね。その後、全県で大体これぐらいの数字がいったなといったらじわりじわりと値上げをするというようなことだっただけで考えるだろうと思います。だから、価格のコントロールをする場合には、自己水もきちんと持っている、規模が小さくてもやっぱりまさかのときもあるから持っておいたらどうかということを行っているわけです。答弁書では、八尾議員は引き続き自己水のための設備を保有し、云々と言うておりますけれども、これ、私だけと違いまっせ。ことし2月27日の水道の特別委員会の報告でそのようになっているわけです。その時点から今日まで状況が何か変化したのかと思ったら、何も変化していないわけです。これまで浄水施設にお金を投入するとか、人員を確保するとかという努力を率直に申しますが、余り取り組まれなかったことのつけが今回っているんじゃないかと思っておりますけれども、そういう点で価格がどうなるかについては、この議会でぜひ引き下げをとという意見書の提案もありますから、その点あわせて検討されるべきだと思いますけれども、そういうことで後から値上げがしやすくなるような構造になるんじゃないかと、こういう点の検討はというふうにされていますか。

## 川口水道局長の2回目の答弁

今、八尾議員の御質問でございますけれども、比較検討ということで、いわゆる事業費の分で本当にその額が正しいのかどうかという御質問だというふうに思っておりますけれども、試算につきましては、あくまでも比較検討するための事業費の概算ということでございまして、実施設計ではないのは事実でございます。しかし、計画1日最大給水量4,750トンということをもとに算出した基本設計額というように認識をしております。専門技術者が策定したというものという認識しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、県水の料金のお尋ねでございますけれども、県水の料金、一旦値下げしてもまた大滝ダムの負担金等で上がるのではないかとかというような御心配をされておるようでございますけれども、私としましては、いわゆるその料金は、いわゆる県のほうのそういう経営の中身の中でいろいろと検討されていくということでありますので、今後値上がりにつながるとか、そういうのは考えておらないということでございます。以上です。

## 八尾3回目の質問

今の水道局長の答弁は大変ひどいものでございました。信用はできない数字だけれども、そのままのんでもらいたいと、県は値上げだろうということは考えていないだろうと思っていると非常に主観的なことを言っておられるわけで、そんなの甘い話であろうと思いません。

それで3回目の質問ですが、原点に返って水質問題を少し。今回の事務報告書の239

ページですか、ここに平成23年度飲料水の水質検査結果表というのが載っています。いずれの時期もいずれの場所においても適合というふうに町がきちんと書いているわけです。ところが昨日の全員協議会での県水100%にしたいということの理由の町長の冒頭の説明は水質問題だと、こういうことを言われるので私びっくりしているわけです。

県水100%に既になっている香芝市がありますが、ここのホームページに「よくある質問」というのがあるんですね。「ポット、やかんの壁面、蛇口の周りに白いものが付着するのですが」、この回答は「水道水中に含まれるカルシウム、マグネシウムなどのミネラル成分が固体となって付着したもので、健康上問題はありません」と。だから、健康上一番安全な水といったら、何やといったら私蒸留水やと思いますよ、蒸留水。体温に一番近い36.5℃ぐらいにして、ぐいっと飲んだら何にも問題ないですよ。だけどおいしいですか。私らそんな水期待しないですね。ミネラルをそれなりに含んだおいしい冷たい、夏は冷たい水がおいしいというふうに思うわけです。だから、これはそういうものなんですよということが、周知されていない場合がむしろ多いんじゃないかと、一般的にはそういうふうに車を洗ってもそういうふうになるわけです。それで持ち出しているのが、いや、実は提供しているのは安全なんだけれども適合しているんだけど、原水の数字が困っているんだと、こんな説明なんですね。しかし、きょうび例えば海水から水をとったりとかいろんな技術の開発というのが進んでいるわけです。そういう意味でそこらあたりに、仮にそうであったとしたら新しい井戸を開発するだとかいうことをせなあかんし、それから一番進んだ技術はどうなっているのかも調べてもらなあかんし。そういうことが全部手のひらに乗って、その一つに県水の100%というのに乗って、それで検討されるべきであるのに、もう一瀉千里に県水100%というやり方自体非常に問題があるように思うんですね。それも既に今安全だと、適合しているということを示しながら、そんなことを言うているわけですから、これは非常に住民は不安がると思いますけれども、その不安をちょっと払拭するようにしていただきたいのですけれども、今私が申し上げた理解でどうですか。

### 川口水道局長の3回目の答弁

ただいま水質問題に触れていただいておりますけれども、いわゆる水質基準というのは50項目ございまして、50項目のうち一つでも基準を満たせなかったら、当然これは送れないわけでございますので、その辺は御理解賜りたいと思います。

それとポット、やかんのスケール問題でございますけれども、香芝市のほうも県水100%についておるといふ御指摘だろうと思いますけれども、私どものほうも当然スケール問題についてはあるわけでございますけれども、ただ、香芝市よりうちのほうは、いわゆるカルシウム、マグネシウムを含んでいる量が多いと、割合が多いということになっておりますので、その辺のやっぱりスケールは発生する時間といいますか、そういうような部分的にはやはり広陵町のほうがやっぱりスケール問題としてはやっぱり大きいのかなとい

うように思います。

### 山村副町長の3回目の答弁

今供給している水が安心安全やと、安心して飲んでいただける水だということをしっかりと言えということをおっしゃっていると思います。これは水道法に定められた基準は当然満たして送水をさせていただいております。現在の広陵町の自己水そのものの原水が水質基準が追加された、あるいは水量が減少してきている、それから蒸発残留物の非常に多い水質であると。特に水質項目の中でホウ素というのが5年ほど前に追加されて、それがもう原水で基準が1以下になっておるのが、1に近いというのか、そういった数字が出ております。今の浄水設備でその基準を超えないようにするのは今の設備ではできないということでございますので、新たな整備をしなければならない。新たな整備をするのには、どれだけの投資が必要かということを試算をさせた数字が先ほどおっしゃった数字でございますので、それと県営水道と比較をして、新たな投資をするよりも県営水道に切り替えて、いい水質の水を送ることができるということの結論に達して、町としては県営水道100%に切り替えさせてほしいということをお願いしているわけでございます。

スケールの問題は、この自己水導入時点から言われておりまして、県営水道100%で送水していたのを昭和61年でしたか、自己水を送水を始めた途端に空調の熱交換器といいますか、そこが詰まった、故障したというような苦情が寄せられたこともございましたし、今現在のわずかとはいえ、それをまぜることによってスケールの量がふえているということは間違いございません。私が自宅で採水した水と、私の娘が香芝市におりますので、香芝市で蛇口からとった水を1カ月間蒸発させまして、いまだに私の部屋に置いております。広陵町の水は、私のコップの中は真っ白でございます。香芝市は薄っすらついておりますが全然違うということが、これがポット等につくスケールということにつながっていると思いますので、この水質の改善をぜひしたいということで県営水道ということをお願いをいたしております。

### 八尾第4番目の質問の2回目の質問

ページ間違えました。239と言いましたが、293でした。申しわけありませんでした。それだけ大事なところから、数字はやっぱり確信の持てる数字を言うてほしいと言うてるのに、出てきたから出しましたと局長が言われるから、そんないいかげんな話ありまへんでということを行っているわけです。

委託業務の問題でございます。

適正にやっていますよということですから、これはこれで結構なんですけど、これが出てきた、この質問をしておりますのは、中学校給食の進め方をどういうふうにするのかということで、これが一つの焦点になっているからであります。

議会も特別委員会をつくっていろいろ研修に行っております。広陵町の東小学校、これ

は直営でございます。先日、王寺南中学校に伺いましていろいろ研修をしましたが、ここも直営でございます。委託ということになりますと、学校長がその委託された会社の従業員に対して、指示が与えられないということだから、よほど細かい作業の手順だとかいうのを指示しておかないと大変なことになるということなんですね。それで期間限定の限られた仕事を願いますよというんだったら、まだ委託というのはなじむんですけれども、常時その学校の中にいるというような、あるいは町の施設の中で仕事をするというような場合には、管理問題から含めまして、作業マニュアル、それから安全性の確保、緊急事態の対応などいろんなことがあるわけです。そのときに最悪何らかの事故が起きた場合に、例えば学校長が、もしそこが委託しているところだったら、「いや、私責任ありませんねん」と、こう言わざるを得ないんですよ。「私責任あります」と言うたらあかんのです。「責任あります」と言うたら違法になりますからね、そういうことになりますわな。だから、検討してほしいんですが、懇話会と、教育委員会は懇話会ですけれども、それから食育を考える会議という二つの委員会で検討して、中学校給食をどのようにしたらいいのかというので、結論をまとめようではないかということのを再々言われておるんですが、懇話会でこの委託問題、全然検討してないでしょ。何で検討してないんですか。

## 竹村教育委員会事務局長の2回目の答弁

中学校給食に関しまして、委託問題について御質問でございます。

中学校給食についていろいろな方式があるということも懇話会のほうでも資料等によりまして、勉強を重ねていただいているところでございます。また、後ほどの御質問にもお答えをさせていただいておりますけれども、段階を経て懇話会の皆様方に実際の給食の場、中学生が食を摂食している場を御見学、御視察をいただくということで進めておるところでございます。

その順序といたしまして、まず広陵町では小学校で自校直営方式で実施しておりますので、それ以外の方法を採用しておられる場所ということでいろいろ関係官庁とも問い合わせをさせていただき、紹介をさせていただいて、今まで懇話会では1カ所視察をさせていただいたところでございます。そこは委託方式、給食を自校で調理をしておられる委託方式、あるいはセンターでやっておられる委託方式ではございませんでした。その後ほどの会議におきまして、そういう議論は出ておらないというのは、そういう状況をまだ見ておらないという状況でございます。これから順を追いまして、いろいろな方式についても勉強、学習をさせていただく旨、この前の懇話会でも方針としてお話をさせていただいたところでございますし、懇話会の委員の皆様もそういうことで御理解をいただいたところでございます。

## 八尾3回目の質問

そしたら、給食のやり方をどういうふうにするのか、どういう目途で進むんでしょうか。

いつまでにどこまでは行きたいかと、こう思っているというのがあったら言ってください。考えてないというのはあきまへんで。

竹村教育委員会事務局長の3回目の答弁

もちろん懇話会でお願いをしておりますのは、できるだけ早い時期に懇話会としての方針をおまとめいただくということでございます。

それで時期につきましては、具体的には次回の懇話会の時期も明確にはこの前の会議ではいろんな日程の調整がございますもので明確にはさせてはいただいております。けれども、できるだけ早期に先ほど申しましたように、あと数カ所そのような方式をとっておられる市町村の、あるいは学校の視察をさせていただき、その都度御意見を頂戴すると、そういう形で進めさせていただく予定をしております。

八尾第5番目の質問の2回目の質問

委託の業務委託書をつくるのはなかなか難しいですからやめたほうがいいと思います。直営にしてくださいね。

消防の広域化のところへ移ります。

ことしの平成24年度予算審査の中で、この問題については割に詳しく論議しております。この中で町長はこういうふうに言っておられるんですね。広域化となれば、香芝、広陵が数字からいってほかを応援することになる。広域化は否定しないが、市長は、これ香芝市長ですね、消防組合管理者の、当時梅田市長だと思いますが、ここ二、三カ月の間に数字が出てくるようになっていくとのことだと答弁をしておられます。御存じのように梅田市長はこの間の選挙で勇退をされましたので、伺いましたら、一体いつになったら数字が出てくるのやと、わしのほうでも議会議員に対して説明をして、あらかじめ了解に達するという確信がなかったらこういうのはできへんやないかということで再々にわたって消防長を詰問をしておられたそうです。消防長は県の広域化の協議会の事務局にこういう事情なので速やかに出してほしいということをお願いしたんですが出てこない。出てこないものは出せませんというふうに梅田市長に答弁をしておられたということがわかりました。そういう中で、まだ私ら広陵町議会でも議論していないし、消防議会でも報告はちょっとあったんですけども、まだどうしたものかということがあるんですね。そういう中で、この広域化の責任者であります森下市長さんから12月25日には各自治体の市長に調印をしてもらおうやと。こういう話になっているわけです。しかし、こんなちょっとあきませんやろ。町長は今十分協議をさせていただくということですから、少なくとも議会の了解を得てから調印するかどうか決めると、こういうことを明言していただきたいのですがお願いします。

## 平岡町長2回目の答弁

今、八尾議員からおっしゃったように、香芝市の市長さんが交代をされました。十分消防についても新市長に引き継ぎをされたところでございます。新市長も広域化については、

いろいろ心配事でもう少し勉強したいと、つい先日県の林部長ですかね、危機管理監を呼んで事情を聞かれたところでございます。このときも消防長も、我が消防長も、消防の幹部も同席して市長の質問をずっとメモしておいた、それを我々、復命として見させていただきました。市長は厳しい質問をなされておりますが、いまだ具体的な数値は公表されておりません。市長はこの点早く数値を出せと、このように言われております。特に市長は問題になっておりますのは、新しい消防車を中和広域消防でしようとしておられるんですが、あのままでは1, 200名どうして、その中枢機能を果たすんやと、建てないかんの違うかと、こういうことを言われて、現在ではあのままでいけるというようなことを誇示しているんですね。それは広域合併をしてからの話やと、いや、先にそれを聞かせてもらわんと、それらもいわゆる清算の要素に含められてあるので、将来計画をもっと詳しく教えよというようなことを迫っておられました。具体的には、私どもそれらの数値が来たときは、各庁の議会で議決することになりますので、単なる香芝広陵消防組合の議決事項ではありません。私は皆さん方に詳しい資料をお示しをして、できれば県からでも来ていただいて説明をしていただき、そして御理解をいただいて消防議会で御決定をいただくと、こういう順序をしなければ、組合だけ議決して、こちらが何も知らんと、これではだめでございますので、きっちりと私は説明をさせていただいて、本町も広域化に賛成、広域化にはこういう点が問題やということをいろんな条件があるかとは思いますが、しっかり聞かせていただいて進めさせていただくということをお約束いたします。

### 八尾3回目の質問

約束していただきましてありがとうございました。ぜひその方向でお願いしたいと思えます。

この問題で最後にお尋ねしたいのは、消防団のことでございます。

消防署の署員と消防団の方の協力で火を消すわけですけども、組合によっては消防団が消防署の署員の下請のようなことになっていて、非常に居心地が悪いというようなことを言われるところがあるそうです。この問題について、消防団はどういうふうにおっしゃっていますか。

### 平岡町長の3回目の答弁

担当者がおりますが、私の考えであります。本町の消防団の山村団長は県の消防協会の町村の部の一番おえらいさんになっておられまして、消防については模範的な事業体でございます。我が消防署と団との関係は至って連携を密にして取り組みをさせていただいております。下請的な隣のまちなら年に1回しか出動しないというような団員さんもおられますが、我がまちは、やっぱり本署が一番先に駆け込むんだと、迅速に常時おりますので、常備消防でありますので、一番先に出向くと思えます。そして、あと応援体制もありますし、後処理もありますし、簡単な作業は消防団がやっている。いわゆる持ち分かれている

いろ業務をしておりますので、団員を減らすことなくしっかりと消防団の充実にも努めていきたいと、そのように思っています。

**議長**

以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。